研 究 の 条 件

用いてよい配偶子の分化段階

精祖細胞および卵祖細胞以降
（体外成熟、培養環境、ゲノムインプリンティング機序、遺伝子発現）

配偶子・胚に対して禁止すべき操作

遺伝子改変が起こりうる研究を行ってはいけない

作成した胚の培養期間

受精後2週間以内（日本産科婦人科学会）
（ヒトが個体として発育を開始する時期は、臓器の分化の時期をもって、その始まりとする。受精後14日目には原始線条が出現し内胚葉、中胚葉、外胚葉への分化が開始 ）

生殖医療研究目的の精子・卵子・受精卵等の提供についての同意書（精子・卵子等用）

私は不妊症治療を発展させるための研究に、私の「　　」を提供することについて、説明文書を用いて説明を受け、下記の項目のそれぞれについて十分理解しました。

説明を受け理解した項目（□の中にご自分でレを付けて下さい。）

□ 1. この説明書について
□ 2. 生殖医療の研究について
□ 3. 研究への協力が自由であること
□ 4. 使用される精子・卵子・受精卵等について
□ 5. 提供に伴うリスクについて
□ 6. 研究の目的
□ 7. 提供後の精子・卵子・受精卵等の保存について
□ 8. 研究使用後の精子・卵子・受精卵について
□ 9. 同意の変更・撤回等
□ 10. 研究成果の公表と個人情報の保護
□ 11. 知的所有権について
□ 12. 問い合わせ先

その上で私は、提供する精子・卵子等が不妊症治療のための研究に使用されることに同意します。

はい　　いいえ

提供される医療機関名：

平成　年　月　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提供者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

医療機関説明者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印